

## ふくいの木のおもちゃ貸出し要領

本市は、高志林業協会と連携し、市民が身近な木とふれあい親しむ機会を創出することで「木育」を促すため、次のとおり、ふくいの木のおもちゃ（以下、「おもちゃ」という。）の貸出しを行う。なお、「木育」とは、次代を担う子どもたちが幼少期から木に触れ親しむことをはじめとして、市民一人ひとりが木の魅力や利用の意義を学ぶことにより、将来にわたり県産材・市産材の利用を通じた森林資源の循環利用につなげていく取り組みである。

### 1 貸出しするおもちゃ

別紙 1 に示すとおりとする。

### 2 貸出し対象者等

#### (1) 貸出し対象者

市内在住又は市内に主たる活動拠点がある者で、「木育」、子育て支援、遊びの提供又は子どもに対する教育若しくは保育（以下、「行事等」という。）を実施する者。

#### (2) 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者及び団体は対象としない。

(ア) 暴力団（福井市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 22 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 項に規定する暴力団をいう。）

(イ) 暴力団員等（条例第 2 条第 2 号及び 3 号に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう。以下同じ。）

(ウ) 暴力団員等と密接な関係を有する者

(エ) 前号(ア)から(ウ)までに掲げるいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

(オ) 前号(ア)から(エ)に該当する者が経営に事業上参画している団体

(カ) 特定の政治、宗教を目的とする者及び団体。ただし、福井市内に主たる事務所を置く社会福祉法人及び学校法人は除く。

#### (2) 貸出し期間

一度の貸出し期間は原則として最大 1 か月とする。ただし、貸出し期間終了日の 1 週間前から変更（期間延長）の協議をすることができる。なお、ある借用者が貸出し延長期間にある場合は、他の借用者への貸出しを優先的に取扱う。

#### (3) 受渡し場所

福井市農林水産部林業水産課（以下、「林業水産課」という。）において、原則として平日 9 時 0 0 分から 16 時 3 0 分の間に受渡しを行う。

#### (4) 借用料

借用料は無料とする。なお、行事等に際しおもちゃの利用料を徴収することを禁ずる。ただし、行事等の入場料等を除く。

### 3 貸出し手続き

貸出しを希望する対象者は、貸出し申請書（別紙様式 1）に必要事項を記入のうえ、

林業水産課長へ提出するものとする。林業水産課長は、貸出し申請書の内容及び貸出し状況を踏まえ、貸出し承認書（別紙様式2）又は貸出し不可通知書（別紙様式3）を通知する。また、貸出し承認を通知した後に変更の協議があり、変更を承認した場合は、貸出し変更承認書（別紙様式4）を通知する。

#### 4 貸出し条件

##### （1）行事等における人の配置等について

借用者は行事等に際して人員の適切な配置をすることで、使用中の事故を防止し、おもちゃの紛失、汚損及び破損を防止すること。また、「福井市産の木を用いていることの紹介」や「木のおもちゃの遊び方の紹介」をするなど、「木育」の普及啓発に努めること。

##### （2）おもちゃの取扱いについて

- （ア）使用前におもちゃの破損状況を確認し、危険と判断されるものを発見した場合は使用を中止し、又は使用中に破損した場合は、破片に十分注意し、使用を中止することとする。
- （イ）屋外の地面や固い地面（コンクリート舗装面等）に直接設置しないこと。
- （ウ）雨天時（小雨を含む）に屋外で使用しないこと。
- （エ）濡れた手や汚れた手、土足で使用しないよう注意喚起を行うこと。
- （オ）貸出し物品が紛失、汚損又は破損した場合、実績書に記載するとともに、林業水産課長に対応を協議すること。

##### （3）その他

- （ア）貸出し承認書又は貸出し変更承認書の記載内容以外の使用を禁止する。
- （イ）おもちゃの使用中の事故に関して、市は一切の責任を負わないものとする。
- （ウ）故意又は重大な過失によりおもちゃに使用不可能となる損傷等があった場合、市は借用者に対し賠償を求めることとする。
- （エ）行事等について、林業水産課及び高志林業協会のホームページ等で紹介することがある。なお、実施状況写真の掲載については事前に可否を確認する。

#### 5 返却手続き

行事等終了後、借用者は、新型コロナウイルス感染症対策のため除菌アルコールタオル等で汚れを落とすとともに、おもちゃの種類と数量を確認し期日までに林業水産課へ返却するものとする。

また、実績書（別紙様式5）に必要事項を記入し、実施状況写真を添付したうえで、林業水産課へ速やかに提出するものとする。

#### 6 その他

本要領に定めのない事項については、林業水産課長が別に定める。

#### 附則

この要領は、令和2年10月2日から施行する。

(別紙1)

貸出しするおもちゃ

<p>ボールプール</p> 	<p>1. ボールプールセット 時期に関わらず六角形の木製プールの中で泳ぐことができます。ボールは福井市産のヒノキ製でいい香りと肌触りです。 プールは組立てと解体をしていただく必要があります。 サイズは1辺60cm、高さ30cm。</p>
<p>在庫 ・プール1基 ・ボール1セット (1,320個、箱入り)</p>	<p>2. ボールのみ 市販のビニールプール等(濡れや汚れのないもの)をお持ちの場合、ボールのみの貸出しも可能です。</p>
<p>積み木</p> 	<p>3. 積み木 福井市産のスギを使った積み木です。シンプルさ故にこども達の創造性を育み、五感で木に慣れ親しむことができます。 サイズは2cm×4cm×8cm。</p>
<p>大きな森の木箱</p> 	<p>4. 大きな森の木箱 幼児が隠れるなど、こどもの遊び場として活用することもできるふた付き木箱です。 サイズは60cm×45cm×30cm。</p>

(参考: ボールプールの組立て方)

